

北陸自動車道
子不知トンネル坑口のり面補強検討設計

特記仕様書

令和8年9月

東日本高速道路株式会社 新潟支社
上越管理事務所

第1章 総則

1-1 履行内容

1-1-1 調査等名 北陸自動車道 子不知トンネル坑口のり面補強検討設計

1-1-2 道路名 北陸自動車道

1-1-3 履行箇所 北陸自動車道

自) 新潟県糸魚川市大字外波 (299.4KP) 【親不知IC】

至) 新潟県糸魚川市上刈 (311.9KP) 【糸魚川IC】

1-1-4 主な履行内容

内訳書の項目	数量	備考
道路詳細設計 現地踏査	1式	
沈下及び安定解析 安定解析	2断面	
対策工の検討	1対策箇所	
グラウンドアンカー設計	2断面	
附帯工設計 詳細図作成等 のり面工詳細図作成	6枚	
対策工施工計画	2項目	
工事発注用図面作成 図面修正 A-1	8枚	
工事発注用図面作成 図面修正 B-1	2枚	
技術業務 設計打合せ	1式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

(1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内

(3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-13 「着手日」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式-1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 270 日間（まで）

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-15-1 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	貸与予定日	備考
北陸自動車道 管理用平面図 糸魚川IC～親不知IC	契約締結の日の翌日 より 7 日以内	電子データ
北陸自動車道 完成図 子不知トンネル	契約締結の日の翌日 より 7 日以内	電子データ
北陸自動車道 子不知トンネル東（その 1）工事	契約締結の日の翌日 より 7 日以内	紙媒体
平成30年度 保全点検業務 新潟支社管内 グラウンドアンカー健全度調査業務	契約締結の日の翌日 より 7 日以内	電子データ
平成31年度 保全点検業務等 平成31年度 上越管内グラウンドアンカー健全度調査業務	契約締結の日の翌日 より 7 日以内	電子データ
令和 3 年度 保全点検業務等 令和 2 年度 上越管内グラウンドアンカー健全度調査業務	契約締結の日の翌日 より 7 日以内	電子データ
令和 3 年度 保全点検業務等 令和 3 年度 新潟支社管内グラウンドアンカー健全度調査業務	契約締結の日の翌日 より 7 日以内	電子データ

令和6年度 保全点検業務等	契約締結の日の翌日	電子データ
令和6年度 新潟支社管内グラウンドアンカー健全度調査業務	より7日以内	

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏季休暇（3日）を除く

1-6 受注者相互の協力

共通仕様書1-20「受注者相互の協力」の「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知するものとする。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
保全点検業務等の実施に関する年度協定 道路詳細点検業務	通年	(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟	東日本高速道路(株)	隣接施行

1-7 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本調査等業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書1-16「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無並びに完了予定時期を変更する場合がある

(1) 河川、水路関係

位置	河川・水路名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
北陸自動車道 306.0KP付近	二級河川青海川	新潟県 糸魚川地域振興局	仮設構造物の 河川協議	令和9年6月

(2) その他

受注者は、上記以外の本調査等業務に関係する施設等を発見した場合は、監督員に報告のうえ監督員の指示に従わなければならない。

1-8 計画工程表

1-8-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」（2）に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書 様式-2）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書1-5「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、共通仕様書1-9-3「照査の実施」に基づく照査の実施時期及び共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別	項目	備考
安定解析	検討条件確認	
	すべり面の推定	
グラウンドアンカー設計	受圧構造物設計	
	アンカー工設計	
対策工施工計画	のり面補強箇所の施工計画	
	のり面補強箇所への搬入出計画	

1-8-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1-2-2 「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、調査等打合簿に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-1-4-3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

1-9 打合せ簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-2-2 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等除く）に受注者へ返送するものとする。

1-10 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は共通仕様書 1-4-4-1 に規定に従って、「工事記録収集システム」へデータ入力を行うものとする。また、業務完了までに「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」（本特記仕様書様式-3）を完了届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。工事記録収集システムに関する問合せ先は、当社が協定締結した「保全点検業務等の実施に関する協定」に規定する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

1-11 クマ対策に関わる対策費用

1-11-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

1-11-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

1-11-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

1-12 三者協議会について

本調査等の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協議して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途監督員及び受注者並びに予定工事の受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 現地踏査

現地踏査は、共通仕様書5-3-3（1）「現地踏査」によらず、道路、鉄道、河川の状況及び近接構造物並びに高速道路構造物等において、本調査等業務を実施するのに必要となる基本的事項を把握するものとする。なお、監督員から貸与する資料と現地状況に相違がある場合は、速やかに監督員に報告するものとする。

また、受注者は業務着手以降、速やかに現地踏査を行うものとする。

2-2 安定解析及び対策工法の検討

安定解析及び対策工法の検討は、のり面補強対策箇所において共通仕様書3-4-6「沈下及び安定解析」を行うものとする。

2-3 グラウンドアンカー設計

グラウンドアンカー設計とは、対策工法の検討に含まれていない追加グラウンドアンカー(受圧構造物含む)の設計計算、図面作成及び数量計算を行うものである。

グラウンドアンカー設計の検測数量は、設計を行った断面数(断面)とする。

2-4 附帯工設計

2-4-1 詳細図作成

詳細図作成は、共通仕様書5-5-4「詳細図作成」によるものとし、内訳は次のとおりとする。

区分	図面種類	枚数	作成難易度	簡易な応力計算	備考
のり面工	のり面補強用仮設足場	6	普通	無	

2-5 対策工施工計画

対策工施工計画とは、のり面補強対策工全体の施工計画及び対策箇所への搬入出経路等について、それぞれ施工性及び経済性を考慮して検討するもので内容は次のとおりとする。

検討項目	内 容
のり面補強箇所の施工計画	追加グラウンドアンカーの施工及び既設グラウンドアンカー撤去・処分等の順序並びに施工に伴う仮設計画
のり面補強箇所への搬入出計画	搬入出経路の仮設計画

対策工施工計画の検測数量は、実施した検討項目数(項目)とする。

2-6 工事発注用図面作成

工事発注用図面作成は、共通仕様書5-11「工事発注用図面作成」によるものとし、項目及び図面の区分、図面の修正率及び成果品項目は次のとおりとする。

項目	図面の区分	図面の修正率	図面の内容	枚数	設計計算	数量計算
図面修正 A-1	比較的簡易な図面	10%	断面図	1枚	—	—
			アンカー詳細平面図	3枚	—	—
			アンカー配置図	2枚	—	—
			アンカー断面図	2枚	—	—
図面修正 B-1	比較的簡易な図面	30%	平面図	2枚	—	—

2-7 設計打合せ

設計打合せは、下記のとおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、東日本高速道路株式会社新潟支社上越管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ方法及び場所等の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。
- (3) 打合せ回数は、業務内容確認及び完了検査も含め5回、日帰りとする。打合せの検測数量は、一式とする。なお、初回打合せは本特記仕様書2-1「現地踏査」に含むものとする。
- (4) 履行状況により打合せ回数が増減しても費用の変更は原則行わないものとする。ただし、打合せ方法の変更等により費用の変更が必要と監督員が認めた場合は、監督員と受注者との協議するものとする。

2-8 交通費・日当・宿泊費

交通費・日当・宿泊費は、現地踏査及び設計打合せに必要な交通費・日当・宿泊費とし、打合せ回数等が増減しても、交通費・日当・宿泊費の変更は原則行わないものとする。ただし、打合せ方法の変更等により交通費・日当・宿泊費の変更が必要と監督員が認めた場合は、監督員と受注者との協議するものとする。

2-9 成果品

成果品は、次のとおりとする。

なお、報告書の表紙は黄色・黒文字製本とする。

設計種別	成果品項目	出力時の縮尺	出力用紙の大きさ	尺度	提出部数	摘要
安定解析	設計報告書	—	A 4	原寸	2	製本
対策工法の検討	設計報告書	—	A 4	原寸	2	製本
グラウンド アンカー 設計	構造図	—	A 3	原寸	2	製本
	設計計算書	—	A 4			
	数量計算書	—	A 4			
対策工 施工計画	検討図	—	A 3	原寸	2	製本
	施工計画書	—	A 4			

第3章 補足事項

3-1 設計内容の変更及び追加について

本業務の実施に伴い、下記に示す事項について設計内容を変更又は追加する場合がある。この場合、受注者は監督員の指示に従うものとし、その費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

- (1) 河川阻害率算出および河川協議用資料作成を追加する。
- (2) のり枠設置箇所ののり枠補修設計を追加する。
- (3) ボーリング調査を追加する。

【様式－１】

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

（調査等名）

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

１．契約保証取得の日

令和 年 月 日

２－１．発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

２－２．発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

３－１．受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

３－２．受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

３－３．契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（１． 契 約 保 証 取 得 の 日 の 翌 日 ）（３－２．受注者が設定した業務の終期）

以 上

1 設計業務

(履行期間) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (270日間)

[illegible]

2 関連業務資料

[illegible]

3 貸与資料

[illegible]

3 關係機關協議

[illegible]

4 その他懸案事項

[illegible]

5 協議内容、結果等

	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	※作成上のポイント ①適切な工程管理（履行期間の確保）を図ることを目的とする。 ②関連する調査業や設計業者などに関係機関協議による資料入手条件提示等の遅れが履行期間を圧迫することがないよう、資料入手条件提示・対外協議の期限を明確化する。 ③協議時間と内容（結果）を工程表に明示することにより、打合せ時期・内容に工程上の遅れがないを確認する。 ④原価の時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した照査作業が実施されているを確認する。 ⑤本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計士の助長、品質の確保を図る。 ⑥なお、本書又は規定のものではない。上記趣旨を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することを基本とする。
協議内容経緯等	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	

6 照查内容

照査時期、照査内容、照査結果	照査① ・照査時期：基本条件、設計条件検討時 ・照査内容：基本条件の照査 ・照査結果：	照査② ・照査時期：設計方針、最終形式案決定時 ・照査内容：細部条件の照査 ・照査結果：	照査③ ・照査時期：成果品納入前 ・照査内容：成果品の照査 ・照査結果：	※作成時の留意事項 ① 関係機関協議については該事項をその都度記入のこと ② 協議中による遅延の場合工程上のリザルを明示すること。 ③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。
----------------	--	---	---	--

監督員
_____ 殿

受 注 者
管理技術者

工事記録情報 完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名			
調 査 等 名			
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。